

# 令和6年度事業報告書

## 1 全国交通安全運動の実施

### (1) 春の全国交通安全運動

#### ア 期間

4月6日(土)～4月15日(月) 10日間

※ 出発式 4月6日(土) 於：佐世保市体育文化館

#### イ 運動のスローガン

身につけよう 交通ルールと ヘルメット

#### ウ 運動の重点

(ア) こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

(イ) 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

(ウ) 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

#### エ 運動の実施状況

##### (ア) 資料の配布

○ 安全運動ポスター 2,500枚

○ 交通安全ながさき(機関紙) 10,000部

等の資料を作成・配布した。

##### (イ) 交通安全広報啓発活動

###### ① ポスター、機関紙等による広報

交通安全ポスター、機関紙「交通安全ながさき」のほか、防災無線などで、運動のスローガン、目的、重点、県内統一行事等、令和6年春の全国交通安全運動実施要綱の内容に沿った広報を行った。さらに、機関紙で、令和5年度長崎県交通安全功労者表彰の受賞者の紹介を行った。

###### ② マスメディアを活用した広報

新聞広報、テレビ放映、ラジオ放送、ケーブルテレビ放送により、安全運動期間の周知のほか、運動の重点であるこどもを始めとする歩行者の安全の確保、横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上、自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底等の広報を行った。

特に、自転車のヘルメット着用については、全ての運転

者を対象に努力義務化されたものの、その着用が浸透していないことから、警察と協力して高校生による「ヘルメット着用」宣言を行ったり、街頭キャンペーンでヘルメット着用を呼び掛けたりするなどの活動を実施した。

③ その他

県交通安全協会事務所を始め、各地区（市）交通安全協会施設に「交通安全運動実施中」等と記載したのぼり旗、横断幕を掲出して、県民に交通安全運動を実施中であることの周知を図った。また、自治体と連携し、市のデジタル伝言板・ホームページ等を活用した広報活動も行った。

(ウ) 時季に合わせた各種交通安全キャンペーン等街頭活動

各地区（市）交通安全協会において、地区の実情に合わせたキャンペーン活動や車両広報等を推進したほか、飲酒運転の根絶向け、飲食店街の巡回活動を実施した。

時季に合わせた活動としては、各地区（市）交通安全協会の役員が自治体を訪問し、新入学児童に対する黄色い帽子とランドセルカバーの贈呈を行った。同ランドセルカバーの贈呈にあたっては、プロサッカー「Vファーレン長崎」やプロバスケット「長崎ヴェルカ」等のキャラクターの協力を得るなど、創意工夫を凝らした取り組みを行った。

オ 期間中に発生した交通事故

発生件数 60件 (前年同期間中比 - 15件)  
 死者数 2人 (前年同期間中比 ± 0人)  
 負傷者数 74人 (前年同期間中比 - 21人)

カ 期間中における主な交通事故の状況

重点	年別	令和6年	令和5年	増	減
		件数(件)	件数(件)		
子供	件数(件)	2	4	-	2
	死者(人)	0	0	±	0
	負傷者(人)	5	4	+	1
高齢者	件数(件)	32	28	+	4
	死者(人)	2	1	+	1
	負傷者(人)	13	22	-	9
飲酒運転	件数(件)	0	2	-	2
	死者(人)	0	0	±	0
	負傷者(人)	0	3	-	3

(注) 1 高齢者は65歳以上 2 飲酒運転は酒気帯びを含む

<p>(2) 秋の全国交通安全運動</p>	<p>ア 期間 9月21日(土)～9月30日(月) 10日間</p> <p>イ 運動のスローガン 挙げる手を やさしく見守る 横断歩道</p> <p>ウ 運動の重点 (ア) 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 (イ) 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 (ウ) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底</p> <p>エ 運動の実施状況 (ア) 交通安全運動出発式 9月21日(土) 雲仙市</p> <p>(イ) 広報資料の配布</p> <table border="0"> <tr> <td>○ 安全運動ポスター</td> <td>2,500枚</td> </tr> <tr> <td>○ 交通安全ながさき(機関紙)</td> <td>10,000部</td> </tr> </table> <p>等の資料を作成・配布した。</p> <p>(ウ) 交通安全広報啓発活動</p> <p>① ポスター、機関紙、チラシ等による広報 前記交通安全ポスター、機関紙「交通安全ながさき」、チラシ等により、運動の基本・重点・スローガン、特別広報、県内統一行事等、秋の全国交通安全運動実施要綱に沿った広報を行った。さらに、機関紙で県内の交通事故発生状況及び各地区交通安全協会の活動状況を写真入りで紹介した。 また、県交通安全協会事務所に「交通安全運動実施中」ののぼり旗等を掲出して交通事故防止の呼び掛けを行った。</p> <p>② マスメディアを活用した広報 新聞広報、テレビ放映、ラジオ放送、ケーブルテレビ放送により、安全運動期間の周知のほか、運動の重点である「反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止」「夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶」「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底の広報を行った。</p>	○ 安全運動ポスター	2,500枚	○ 交通安全ながさき(機関紙)	10,000部
○ 安全運動ポスター	2,500枚				
○ 交通安全ながさき(機関紙)	10,000部				

③ 公共交通機関と連携した広報

路線バス等の公共交通機関と連携し、同車内放送を使って、運動の重点等の広報を行った。

④ 時季に合わせた交通安全キャンペーンでの広報

交通安全街頭キャンペーンを開催し、反射材の活用、飲酒運転の根絶等広報のほか、母の会主催の交通安全フェスタに参加し、広報啓発パネル展を開催した。また、プロサッカーチームとコラボし、広報用団扇を観戦者に配付した。

(エ) 子供と高齢者に対する交通事故防止の指導啓発

子供に対しては、交通少年団による歩行者の保護誘導活動、交通安全指導員による幼児交通安全教室等を行った。

高齢者に対しては、高齢者施設、グラウンド・ゴルフ会場やゲートボール会場等に出向いての交通事故防止に関する出前講座の実施、高齢者宅訪問によるチラシや反射材を配布しての外出時における反射材貼付の指導等を行った。

(オ) 朝・夕等の歩行者保護誘導活動

朝・夕等の歩行者の通行の多い場所・時間帯における横断歩道等において、交通少年団、地区交通安全協会役員、交通安全見守り隊等による歩行者の保護誘導活動を行った。

オ 期間中に発生した交通事故

発生件数 65件（前年同期間中比 - 30件）

死者数 0人（前年同期間中比 - 2人）

負傷者数 86人（前年同期間中比 - 28人）

カ 期間中における主な交通事故の状況

重点	年別	令和6年	令和5年	増	減
子供	件数(件)	0	1	-	1
	死者(人)	0	0	±	0
	負傷者(人)	6	3	+	3
高齢者	件数(件)	26	41	-	15
	死者(人)	0	1	-	1
	負傷者(人)	15	22	-	7
飲酒運転	件数(件)	1	1	±	0
	死者(人)	0	0	±	0
	負傷者(人)	2	1	+	1

(注) 1 高齢者は65歳以上 2 飲酒運転は酒気帯びを含む

## 2 県独自の交通安全運動の実施

### (1) 夏の交通安全週間

#### ア 期間

7月13日(土)～7月19日(金) 7日間

#### イ 運動のスローガン

なし

#### ウ 交通安全週間の重点

(ア) こどもを始めとする歩行者の安全の確保

(イ) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

(ウ) 飲酒運転の根絶

#### エ 特別広報

横断歩道「止まらんば運動」及び安全横断「手のひら運動」の推進

#### オ 運動の実施状況

(ア) 資料の配布

期間中、

○ ポスター 2,500枚

等の資料を作成・配布した。

(イ) 交通安全広報啓発活動

① ポスター、チラシ等による広報

交通安全ポスター、チラシ等により、運動の重点等の周知徹底を図った。

また、県安協事務所、各地区安協事務所等に「交通安全運動実施中」等と記載したのぼり旗、横断幕を掲出して県民に交通事故防止を促した。

② マスメディアを活用した広報

新聞広告、ラジオ放送、チラシにより、子供を始めとする歩行者の交通事故防止、シートベルトとチャイルドシートの着用、飲酒運転の根絶等の広報を行った。

③ 交通安全キャンペーン等での広報

交通安全を呼び掛ける車両パレードのほか、各地区(市)交通安全協会において、地区の実状に応じた各種街頭キャンペーン活動や飲酒運転根絶に向けた飲食店訪問活動等を

実施した。

なお、同キャンペーン活動については、マスコミ取材も行われ、佐世保地区・西海地区・平戸地区・新上五島地区などの活動状況が新聞に掲載された。

(ウ) 街頭での保護誘導活動

各地区(市)交通安全協会では、同職員・役員、交通安全指導員等が、朝・夕の登下校時間帯等、子供の通行の多い横断歩道・時間帯において保護誘導活動を行った。

カ 期間中に発生した交通事故

発生件数 33件 (前年同運動期間中比 - 13件)  
 死者数 0人 (前年同運動期間中比 ± 0人)  
 負傷者数 37人 (前年同運動期間中比 - 30人)

キ 週間中における主な交通事故の状況

重点	年別	令和6年	令和5年	増減
	子供	件数(件)	0	1
死者(人)		0	0	±0
負傷者(人)		2	1	+1
高齢者	件数(件)	14	19	-5
	死者(人)	0	0	±0
	負傷者(人)	6	11	-5
飲酒運転	件数(件)	0	0	±0
	死者(人)	0	0	±0
	負傷者(人)	0	0	±0

(注) 1 高齢者は65歳以上 2 飲酒運転は酒気帯びを含む

(2) 年末の交通安全県民運動

ア 期間

12月15日(日)～12月24日(火) 10日間

イ 運動のスローガン

今日もまた あなたの無事故 待つ家族

ウ 運動の重点

- (ア) 飲酒運転等の悪質危険な運転の根絶
- (イ) 歩行者の道路横断時の交通事故防止
- (ウ) 高齢運転者の交通事故防止

エ 運動の実施状況

(ア) 資料の作成・配布

期間中、

- ポスター 2, 500枚
- 交通安全ながさき(機関紙) 10, 000部

等の資料を作成・配布した。

(イ) 交通安全広報啓発活動

① ポスター、機関紙等による広報

交通安全ポスター、機関紙「交通安全ながさき」等により、運動のスローガン・重点、県内統一行事等、年末の交通安全県民運動実施要綱に沿った広報を行ったほか、県内各警察署別交通事故発生状況の紹介、交通安全功労者等表彰の受賞者の紹介を行った。

さらに、機関紙に、あいおいニッセイ同和損保からの「交通安全グッズ贈呈式」の状況の記事を掲載した。

② マスメディア等を活用した広報

新聞広告、ラジオ放送、チラシにより、飲酒運転等の悪質危険な運転の根絶、歩行者の道路横断時の交通事故防止、高齢運転者の交通事故防止などの広報を行った。

③ 時季に合わせた交通安全キャンペーンでの広報

県交通安全協会では、事務所等に「交通安全運動実施中」と記載したのぼり旗、横断幕を掲出して県民に交通事故の防止を促した。

各地区(市)交通安全協会においては、関係機関、団体と協力のもと

- ・ 厳寒期における飲食店訪問による飲酒運転根絶啓発活動、児童が作成した飲酒運転根絶ポスターを路面電車内や電停に掲示
- ・ ハンドルキーパー運動の浸透を図るための街頭キャンペーンや飲食店訪問活動の実施
- ・ 大型商業施設や人通りの多い観光名所等において、通行人に対して広報チラシや反射材等を配付

等の広報・啓発活動を行った。

④ 街頭での保護誘導活動

通学(園)路の主要な横断歩道等において、交通安全指導員、

<p>地区(市)交通安全協会役員等が通学中の子供の保護誘導活動を行った。</p> <p>オ 期間中に発生した交通事故</p> <p>発生件数 81件(前年同期間中比 -17件)</p> <p>死者数 2人(前年同期間中比 ±0人)</p> <p>負傷者数 86人(前年同期間中比 -45人)</p> <p>カ 主な交通事故の状況</p>					
重点		年別	令和6年	令和5年	増減
子供	件数(件)		1	3	-2
	死者(人)		0	0	±0
	負傷者(人)		2	12	-10
高齢者	件数(件)		49	36	+13
	死者(人)		2	1	+1
	負傷者(人)		23	21	+2
飲酒運転	件数(件)		0	1	-1
	死者(人)		0	0	±0
	負傷者(人)		0	1	-1
(注) 1 高齢者は65歳以上 2 飲酒運転は酒気帯びを含む					

### 3 年間を通じての交通安全活動

<p>(1) 県警と連携した交通安全諸対策の推進</p>	<p>ア 横断歩道「止まらんば運動」及び安全横断「手のひら運動」</p> <p>県警では、道路を横断しようとする歩行者が車両の運転者に停止を促すよう手のひらを示して横断の意思を伝える、安全横断「手のひら運動」を推進しており、更には、令和6年度から、運転者の歩行者保護意識の高揚を図るため、横断歩道「止まらんば運動」を推進している。</p> <p>当協会を始め各地区(市)協会も県警と連携して同運動を推進することとし、大型商業施設等における各種キャンペーンを始め、高齢者宅等を訪問して、これら運動の周知徹底を図った。</p> <p>また、同運動の更なる周知を図るため、機関紙「交通安全ながさき」に、横断歩道「止まらんば運動」及び安全横断「手のひら運動」の意義や目的を掲載するなどの広報を実施した。</p> <p>イ ダイヤマークの周知徹底</p>
------------------------------	--

	<p>長崎県内では、信号機のない横断歩道を横断中に車にはねられる交通事故の割合が高いことから、ダイヤモンド（先の方に信号機のない横断歩道であることを知らせる予告標示）の周知徹底を図るため、</p> <p>「◆の先に守りたい♥命あり」「♣スピード落として」をキャッチフレーズとして、各種キャンペーンなどを通じて広報を実施した。</p>
<p>(2) 高齢者に対する交通安全対策の推進</p>	<p>ア 高齢者を守る機運等の醸成</p> <p>地区(市)交通安全協会とともに、機関紙「交通安全ながさき」及び各地区(市)交通安全協会機関紙等により、高齢者の事故防止を呼びかけたほか、自治体・警察・自衛隊等関係機関と連携した車両(徒歩)パレード、高齢ドライバーに対するチラシ配付活動等を行った。</p> <p>イ 高齢者に対する参加体験型講習・指導啓発活動の推進</p> <p>地区(市)交通安全協会とともに、関係機関、団体と協力して、高齢者を対象とした交通講話や自動車学校における歩行者・運転者シミュレーター体験、踏み間違い防止装備車を使用した乗車体験を実施した。</p> <p>また、高齢者宅訪問活動のほか、創意工夫を凝らした取り組みとして、年金支給日に特化した反射材配布等のキャンペーン、交通安全グラウンド・ゴルフ大会、交通安全ゲートボール大会等を実施して、交通安全グッズの配付や交通安全の指導啓発等を行った。</p> <p>ウ 高齢者交通教室の開催</p> <p>交通安全指導員が、公民館等に出向き、横断歩道の渡り方や反射材用品の有効活用等、交通事故防止を指導した。</p> <p>また、公民館や地域コミュニティセンターにおいて、交通事故防止の高齢者講習会を開催した。</p> <p>エ 反射材用品の着用推進</p> <p>県安全協会機関紙「交通安全ながさき」や各地区(市)交通安全協会発行の機関紙等に、反射材の有効性等を掲載した。</p> <p>また、各種キャンペーン時において、反射材用品等の着用促進を呼びかけたほか、公民館や地域コミュニティセンター等において「高齢者の集い」を開催して反射材の着用を促した。</p>

<p>(3) 飲酒運転根絶運動の推進</p>	<p>ア 飲酒運転の厳罰化と悪質性の広報        県交通安全協会機関誌「交通安全ながさき」の他、地区(市)交通安全協会の各機関紙等を活用して、飲酒運転の悪質性と厳罰化に関する広報啓発活動を行った。</p> <p>イ 酒類提供飲食店の訪問活動        酒類提供飲食店を訪問し、経営者等にハンドルキーパー運動のチラシや同運動の掲示用ポスター等を配付するなど、ハンドルキーパー運動の浸透を図った。        さらに、機関紙「交通安全ながさき」や各地区(市)交通安全協会機関紙等により、ハンドルキーパー運動の推進を呼びかけた。</p> <p>ウ 飲酒運転根絶に向けた意識の確立        機関紙「交通安全ながさき」等の広報紙を使って、飲酒運転は犯罪であり、刑事罰・行政罰を受けるだけでなく、交通事故を起こした場合は、民事上も厳しい責任を負うこととなることを自覚して「飲酒運転は絶対にしない」という強い意志を持つよう意識の確立を図った。        また、タクシー会社の協力を得て、タクシー車内に「運種運転根絶・ハンドルキーパー運動推進」ステッカーを貼付し、飲酒運転根絶の機運醸成を図った。</p> <p>エ 飲酒運転根絶に向けたキャンペーン等の推進        県交通安全協会事務所周辺に飲酒運転根絶ののぼり旗やポスターを掲出したほか、各地区(市)交通安全協会においては、事業所訪問活動、飲酒運転根絶ののぼり旗の掲出、飲酒疑似ゴーグル体験、大型量販店の駐車場等人が多く集まる場所における飲酒運転に特化した広報グッズの配付活動など、飲酒運転根絶を呼びかけた。        また、広報車、防災無線等により県民に飲酒運転根絶を呼びかけたほか、国道沿いの歩道で「飲酒運転撲滅」等のハンドプレートを一斉に掲示し、ドライバーに飲酒運転根絶を呼びかけた。</p>
<p>(4) 自転車の安全利用の推進</p>	<p>ア 自転車安全利用五則、ヘルメット着用等の浸透        機関紙「交通安全ながさき」に、自転車安全利用五則・ヘルメット着用等、自転車の安全利用の推進に関する記事を掲載し、その周知徹底を図った。        地区交通安全協会においては、警察等と連携し、高校生による</p>

	<p>「ヘルメット着用宣言」の実施や、外国人を対象とした自転車安全教室等の創意工夫を凝らした施策を実施した。</p> <p>イ 自転車通学安全モデル校の指定 令和6年6月1日付け、通学自転車の安全利用や自転車事故防止を図るための模範となる学校として、 学校法人 九州総合学院五島日本語学校 をモデル校に指定し、同日、公益財団法人日本交通管理技術協会の指定書を交付した。</p> <p>イ ラジオ広報 NBCラジオ・FMラジオを活用し、自転車の安全利用の推進について広報活動を行った。</p> <p>ウ TSマーク貼付の普及促進 二輪車自転車商共同組合と協力して、自転車整備店等に対し、自転車の安全整備及びTSマーク保険の加入促進の協力依頼を行った。また、機関紙「交通安全ながさき」に、TSマークの普及を促す記事を掲載した。</p> <p>エ 自転車安全整備制度推進九州ブロック会議 令和6年度の自転車安全整備制度推進九州ブロック会議が、大分市内で開催され、当日は出席した九州各県の交通安全協会及び二輪車自転車商共同組合の関係者等と自転車の安全利用についての意思疎通を図った。</p>
<p>(5) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</p>	<p>ア シートベルトとチャイルドシートの効用と正しい着用についての広報啓発 機関紙「交通安全ながさき」に、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底や、その効用を掲載し、正しい着用を促した。</p> <p>イ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用キャンペーンの実施 国道や大型量販店駐車場等において、運転者や買物客等にチラシ、グッズなどを配布したほか、シートベルト等着用フラッグを使用してシートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底を促した。</p> <p>ウ シートベルト等着用に関する講義 交通安全指導員研修会において、JAF職員による「チャイル</p>

	<p>ドシートの正しい着用」についての講義を行い、同指導員の技能向上を図った。</p>
<p>(6) 夕暮れ時における 早め点灯及び雨天・曇天時の点灯運動等の推進</p>	<p>ア 交通安全キャンペーンによる早め点灯等の呼びかけ</p> <p>① 通行車両の運転者にチラシ、グッズを配布して早め点灯等 を呼びかけた。</p> <p>② 国道沿いの歩道で「早め点灯」のフラッグ、ハンドプレート を一斉に掲示し、通行中の車両運転者に「早め点灯」を呼びか けた。</p> <p>街頭キャンペーンの実施にあたっては、ゆるキャラの応援を 受けるなど、創意工夫を凝らした効果的な内容に努めた。</p> <p>イ 事業所等に対する早め点灯の呼び掛けと広報車による広報活動 管内の交通機関、事業所等を訪問し、関係者との面談による「夕 暮れ時の早め点灯及び雨天・曇天時の終日点灯」を呼び掛ける管 理者対策を行ったほか、広報車による早め点灯の広報を行った。</p> <p>ウ 夜間における反射材着用の推進</p> <p>歩行者対策として、夜間・夕暮れ時において、通行人に対し反 射材、チラシ等を配布する「反射材着用キャンペーン」を行い、 夜間や夕暮れ時における反射材の着用を呼びかけた。</p>
<p>(7) 走行中のスマホ・ 携帯電話使用の禁止 広報の推進</p>	<p>スマホ・携帯電話等を使用する「ながら運転」の防止を図るため、 各種機関紙やチラシを活用した広報活動を始め、街頭キャンペー ン時にのぼり旗を掲揚するなどの活動を実施した。</p>
<p>(8) 子供の交通事故の 防止</p>	<p>ア 街頭立哨指導の実施等による啓発活動の推進</p> <p>小学生や園児等子供の交通事故を防止するため、登下 校(通園・通学)時間帯における、通学路の横断歩道での立哨・誘 導を行い、併せて横断歩道の正しい渡り方について指導を行った。</p> <p>イ 園児・児童等に対する交通安全教室の開催</p> <p>交通安全指導員が保育園や幼稚園、小学校に出向き、園児や児 童とその保護者を対象として交通安全教室を開き、資料を配付し て道路横断の方法と自転車の安全利用、シートベルト・チャイル ドシートの正しい着用等を指導した。</p> <p>ウ 交通事故防止街頭キャンペーンの実施</p> <p>繁華街や主要国道等において、通行車両のドライバーや通行人</p>

	<p>に対し、交通安全のチラシやグッズを配布して、子供を始めとする歩行者の事故防止、飲酒運転の根絶等と呼び掛ける街頭キャンペーンを実施した。</p> <p>エ 交通少年団による早朝街頭立哨活動の実施 交通少年団が、それぞれの小学校周辺において、早朝街頭立哨活動を行い、小学校低学年生に対する交通指導を行った。</p> <p>オ 新入学児童に対して黄色い帽子等を贈呈 地区（市）安全協会幹部が市役所を訪問し、黄色帽子・黄色ランドセルカバーなどを贈呈した。</p>												
<p>(9) 交通死亡事故多発警報及び高齢者交通死亡事故多発警報発令時の交通事故防止活動の推進</p>	<p>令和6年中、警報発令なし。</p> <p>※ 前年比、発生件数・死者数・負傷者数いずれも減少した。</p> <table border="0"> <tr> <td>発生件数</td> <td>2, 416件</td> <td>(前年比</td> <td>-223件)</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>26人</td> <td>(前年比</td> <td>-10人)</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>2, 983人</td> <td>(前年比</td> <td>-334人)</td> </tr> </table>	発生件数	2, 416件	(前年比	-223件)	死者数	26人	(前年比	-10人)	負傷者数	2, 983人	(前年比	-334人)
発生件数	2, 416件	(前年比	-223件)										
死者数	26人	(前年比	-10人)										
負傷者数	2, 983人	(前年比	-334人)										
<p>(10) 交通安全の日及び交通事故死ゼロを目指す日の広報の推進</p>	<p>ア 交通安全の日広報活動 地区(市)交通安全協会では、「交通安全の日県民運動推進実施要綱」に基づき、毎月20日の「交通安全の日」には、県、警察、関係機関・団体と連携して、主要道路にのぼり旗を掲揚するなどの広報活動・街頭活動等を行い、交通安全の日の広報に努めた。</p> <p>イ 交通事故死ゼロを目指す日の広報活動 「交通事故死ゼロを目指す日」の4月10日及び9月30日(全国交通安全運動期間中の「0」の付く日に設定)に、各地区(市)交通安全協会において、車両パレードによる管内全域の広報やのぼり旗の掲揚のほか、県交通安全協会の機関紙「交通安全ながさき」への掲載による広報等を行った。</p>												
<p>(11) 交通安全母の会の活動の支援</p>	<p>ア 交通安全母の会連合会理事会等 令和6年度交通安全母の会連合会理事会が開催され、当協会も出席した。</p> <p>イ 交通安全母の会連合会への活動資金の助成 同連合会の活動を支援するため、活動助成金として30万円の寄附を行った。</p>												

<p>(12) 交通安全年間スローガンの普及徹底</p>	<p>令和6年度中に使用する全国及び長崎県の交通安全スローガンの普及徹底を図るため、ポスター・チラシ等を作成配布するとともに、県交通安全協会発行の機関紙「交通安全ながさき」、地区(市)交通安全協会発行の機関紙に同スローガンを掲載・広報した。</p> <p>また、特別広報として「横断歩道「止まらば運動」」及び「安全横断「手のひら運動」」の推進を年間スローガンとともに機関紙に掲載するなどの広報を実施した。</p>
<p>(13) 広報紙の発行</p>	<p>交通安全運動期間中の運動の基本及び重点、県下の交通事故情勢、県交通安全協会及び各地区(市)交通安全協会の活動状況、交通安全協会への入会のお願ひ、交通安全功労者等の表彰の状況等を掲載した県交通安全協会発行の機関紙「交通安全ながさき」や各地区(市)交通安全協会発行の各種広報紙を作成・配布した。</p> <p>県交通安全協会機関紙は年4回発行、1回につき10,000部作成、配布した。</p>
<p>(14) 報道機関との連携</p>	<p>○ 積極的な取材依頼</p> <p>交通安全運動期間中等各種交通安全イベントに際し、警察署と連携して報道機関に対して積極的な取材依頼を行った結果、各種交通キャンペーンの状況がテレビ放映されたり、交通功労者に対する表彰式の状況が新聞に掲載されるなど、交通安全協会の活動内容の県民への周知を図った。</p>
<p>4 二輪車安全対策の推進</p>	
<p>(1) 原付技能講習の実施</p>	<p>長崎県公安委員会の委託に基づき、原付試験合格者に対し、運転免許試験場(土・日・祝日を除く。)と島原地区、北松地区及び離島地区(概ね2か月に1回)において、</p> <p style="text-align: center;">令和6年度中 講習回数 217回(前年比+3回)                   受講人数 604人(前年比+8人)</p> <p>に対し原付技能講習を実施した。</p>
<p>(2) グッドライダー・ミーティングの後援</p>	<p>二輪車運転者の安全運転技能と交通マナーの向上を図ることにより交通事故を防止するとともに、二輪車の普及・安全利用の促進を目的として、大塔自動車学校において開催された、(一社)日本二輪協・長崎県二輪車普及安全協会主催のグッドライダー・ミーティングを後援した。</p>

5 自転車安全対策の推進	
(1) 交通安全指導員等による自転車安全教室の開催	<p>交通安全指導員等が、管内の小学校等に赴き、生徒に対して自転車の正しい乗り方を始め、「自転車安全利用5則」を指導するなどの自転車安全教室を行った。</p> <p>また、関係機関と連携し、学校周辺の道路において、通学する生徒等に対して、自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守を呼び掛けた。</p>
(2) 交通安全子供自転車長崎県大会等の開催	<p>令和6年度の交通安全子供自転車大会については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県大会 7月25日(木) 於：県立総合体育館</li> <li>○ 全国大会 8月7日(水) 於：東京ビッグサイト</li> </ul> <p>のとおり実施された。</p> <p>県大会の結果は、</p> <p>団体の部～壱岐市立初山小学校が優勝した。</p> <p>8月7日、同校は本県代表として全国大会に出場し、団体23位の成績であった。</p> <p>県大会を通じて自転車の交通ルール遵守の浸透を図るため、大会プログラムに「自転車安全利用五則」を掲載し、来場者に配付した。</p> <p>また、プロバスケットボールチーム(クラブマスコット)とコラボした広報活動を実施した。</p>
6 交通安全に関する各種資料・資機材の提供と斡旋	
<p>全日本交通安全協会や交通安全促進企業から贈呈された交通安全広報用テント、反射材、ポケットティッシュ、横断旗、チャイルドシート横断歩道での誘導用「ホイッスルバトン」を各地区交通安全協会に配分し、各地区の活動を支援した。</p>	
7 各種表彰	
(1) 警察庁長官・全日本交通安全協会会長連名表彰	<p>受章(賞)者は次のとおり</p> <p>① 交通栄誉章「緑十字金章」 交通安全功労者 1人</p>

	優良運転者 1人 ② 交通栄誉章「緑十字銀章」 交通安全功労者 4人 優良運転者 3人
(2) 全日本交通安全協会会長表彰	① 交通安全優良団体 0 ② 優良事業所 0 ③ 優良学校 0 ④ 優良交通安全協会 1 大浦地区交通安全協会 ⑤ 優良安全運転管理協議会 1 長崎県安全運転管理協議会 ⑥ 交通栄誉章「緑十字銅章」 交通安全功労者 11人 優良安全運転管理者 1人 優良運転者 21人
(3) 九州管区警察局長・九州交通安全協会会長連名表彰	① 交通安全功労者 6人 ② 交通安全功労団体 4 ③ 優良運転者 25人 ④ 優良（安全運転管理）事業所 2 ⑤ 優良安全運転管理者 2人
(4) 九州交通安全協会会長表彰	① 交通安全協会優良職員 2人
(5) 長崎県警察本部長・長崎県交通安全協会理事長連名表彰	① 交通安全功労者 5人 ② 交通安全功労団体 0 ③ 交通安全功労協会役員 19人 ④ 優良学校 0 ⑤ 無事故優良運転者（30年以上） 41人 ⑥ 無事故優良運転者（20年以上） 16人
(6) 長崎県知事表彰	① 交通安全功労協会役員 3人

## 8 交通安全指導員教養の実施

<p>(1) 県内集合研修</p>	<p>各地区に配置している交通安全指導員(定員30名)は、街頭活動、幼児・高齢者を対象とした交通教室、小学校児童への自転車指導、機関紙発行等を日々実施している。</p> <p>交通安全指導員の子供や高齢者への更なる指導能力等の向上を図るため、長崎交通公園において、関係機関の講師を招き、新任研修及び全体研修を実施した。</p> <p>(令和6年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和6年5月21日(火)～22日(水)までの1日間 新任研修 8名</li> <li>○ 令和6年5月22日(水)～24日(金)までの2日間 全体研修28名</li> </ul> <p>をそれぞれ実施し、交通安全指導員の指導技能と知識の向上を図るとともに、各地区(市)交通安全指導員相互の交流を図った。</p>
<p>(2) 全国研修</p>	<p>令和6年12月9日(月)～12月11日(水)の3日間、東京都千代田区アルカディア市ヶ谷において、内閣府主催の「令和6年度交通安全指導者養成講座」が開講され、本県から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>五島市交通安全協会交通安全指導員 1人</li> <li>対馬地区交通安全協会交通安全指導員 1人</li> <li>対馬北地区交通安全協会交通安全指導員 1人</li> </ul> <p>の3名を派遣した。</p> <p>同養成講座は、地域住民の交通安全意識の向上、交通安全思想の普及・浸透及び交通事故防止のための街頭活動、交通安全教育等を行っている交通指導員や交通指導員を指導養成する立場にある者に対し、交通安全教育に関する基礎的理論及びその実践的手法に関する知識・技能を習得させ、指導的役割を担う者を養成することにより、効果的な活動を促進し、安全で快適な交通事故社会を形成することを目的として行われているものである。</p>
<h2>9 運転者に対する交通安全教育及び各種講習業務の適正な推進</h2>	
<p>(1) 運転免許更新者に</p>	<p>令和6年度中の講習状況</p>

<p>対する講習 (本土地区)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新予定者数 132,000人(前年比 ± 0人)</li> <li>・講習受講者 131,695人(前年比 +3,863人)</li> <li>・受講率 99.8%(前年比 +3.0%)</li> <li>・特定任意講習受講者 0人(前年比 ± 0人)</li> </ul> <p>※ 更新予定者数には、高齢者講習受講予定者は含まれない。 離島5地区については、運転免許事務及び更新時講習業務を個別に受託していることから除外。</p>
<p>(2) 違反者講習 (県内全域)</p>	<p>令和6年度中の講習状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者 229人(前年比 -10人)</li> <li style="padding-left: 20px;">うち社会参加活動 163人(前年比 -8人)</li> <li>・社会参加活動実施率 71.2%(前年比 -0.3%)</li> </ul>
<p>(3) 運転免許停止処分者講習 (県内全域)</p>	<p>令和6年度中の講習状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期講習受講者数 410人(前年比 +60人)</li> <li>・中期講習受講者数 96人(前年比 +1人)</li> <li>・長期講習受講者数 50人(前年比 -13人)</li> <li>合 計 556人(前年比 +48人)</li> </ul>
<p><b>10 交通安全活動推進センター業務の推進</b></p>	
<p>(1) 道路使用許可調査業務</p>	<p>長崎県警察から道路使用に関する調査委託を受け、令和6年度中に長崎市内3警察署から1,220件の委託を受け、通算3,629回にわたり現場臨場調査を実施した。</p> <p>前年に比較すると、委託件数が10%減少(前年比-138件)、現場臨場回数は4%増加(前年比+79件)した。</p>
<p>(2) 交通事故相談業務</p>	<p>交通事故防止に関する一般的な意見要望は寄せられたものの、交通事故に特化した相談はなかった。</p>
<p>(3) 運転適性相談業務</p>	<p>令和6年度中、企業等からの運転適性相談はなかった。</p>
<p><b>11 各種事業の適切な推進</b></p>	

<p>(1) 運転免許試験車両の管理運営</p>	<p>運転免許試験場で使用する試験車30台(二輪車を含む)を管理し、技能試験受験者に貸し出しているが、令和6年度中の使用者は10,418人(前年度比+330人)であった。</p>
<p>(2) 長崎県証紙売りさばき業務及び長崎県警察手数料収納業務</p>	<p>運転免許試験場及び県下各地区(市)交通安全協会の免許窓口等において、免許手続き、警察許可申請時等における長崎県証紙の売りさばきを行い、関係者の利便性を図った。</p> <p>また、高齢ドライバー対策が強化され、県警では高齢受講者の受講機会を広げるため、原則として、毎月第2日曜日に長崎自動車学校で高齢者講習・各種検査を行うこととしたことから、県に報告の上、当協会職員を長崎自動車学校に派遣し証紙販売を行った。</p> <p>令和6年12月31日付けで証紙販売を終了し、新たな業務として、長崎県警察から警察手数料収納事務の委託を受け、運転免許試験場及び県下各地区(市)交通安全協会の免許窓口(11署1交番)において、同事務を遂行した。</p>
<p>(3) 免許受験申請手続の指導及び売店業務</p>	<p>運転免許試験場において、免許受験者に対し、申請書の書き方指導及び写真撮影並びに売店運営等を行い、受験者の利便性を図った。</p>
<p>(4) 更新免許証等の郵送業務</p>	<p>各地区(市)交通安全協会で受け付けた更新免許証の郵送依頼及び運転免許試験場で受け付けた更新免許証の郵送依頼に対応するため、同更新免許証の郵送業務を実施して免許更新者の利便性を図っているが、令和6年度中の郵送件数は、4,931件(前年度比+260件)であった。 ※ 前年度の郵送件数4,671件</p> <p>なお、郵送手数料の金額を現状に即した適切な価格(1,500円)に見直した。</p>
<p>(5) 地区(市)交通安全協会の会費管理等手数料事務事業</p>	<p>県交通安全協会では、運転免許試験場の県協会窓口において、県内各地区(市)交通安全協会からの委託を受けて、運転者の各地区(市)交通安全協会加入に係る勧誘と会費の代理受領及び各地区(市)交通安全協会への当該会費の送金業務を行っている。その際、各地区(市)交通安全協会に加入した会員数に応じて、当協会が会費(手数料を除く)を各地区(市)交通安全協会に送金するという「手数料事業」を実施した。なお、会費の受領にあたっては、キャッシュレスに対応した関係機器の整備を図った。</p>

## 12 会議等の開催と各種会議への参加

### (1) 理事会

#### ア 第32回理事会

令和6年5月31日(金)、ホテル・セントヒル長崎において、第32回理事会を開催し、

第1号議案 : 令和5年度事業報告書

第2号議案 : 令和5年度決算報告書及び公益目的支出計画実施報告書(案)

※監事による監査報告

第3号議案 : 令和6年度収支予算書(案)～実施事業等会計、法人会計

第4号議案 : 第25回評議員会の招集及び提出議案等(案)

第5号議案 : (一財)長崎県交通安全協会役員(理事、監事)の任期満了に伴う改選及び同協会評議員1名の選任(案)

第6号議案 : (一財)長崎県交通安全協会理事会の議長に関する理事会決定(案)

報告 : 代表理事及び業務執行理事の職務執行報告  
: (一財)長崎県交通安全協会就業規則の改正

: 全体総会及び意見交換会の開催

等の審議・決議・報告を行った。

#### イ 第33回理事会

令和6年6月21日(金)、ホテル・セントヒル長崎において、第33回理事会を開催し、理事・監事及び評議員1名の選任結果の報告とともに、

第1号議案 : (一財)長崎県交通安全協会理事長、副理事長、専務理事の選定(案)

の審議・決議を行った。

#### ウ 第34回理事会

令和7年2月14日(金)、長崎交通公園において、第34回理事会を開催し、

	<p>第1号議案 : 令和7年度事業計画書(案)  第2号議案 : 令和7年度収支予算書(案)・その他会計  第3号議案 : 令和6年度収支予算書補正(案)  第4号議案 : 第27回評議員会の招集及び提出議案(案)  報告 : 長崎県交通安全協会定款の変更  : 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況  : 令和7年度運転免許事務委託業務の運営方針  : 長崎県手数料収納事務委託業務の推進状況  : 令和7年度交通安全こども自転車大会の開催  : その他(更新免許証の郵送手数料見直し、ナチュラルビズの開始)</p> <p>等の審議・報告・決議を行った。</p>
<p>(2) 評議員会</p>	<p>ア 第25回評議員会  令和6年6月21日(金)、ホテル・セントヒル長崎において開催予定であった第25回評議員会については、定足数に達しなかったことから、書面決議での開催とし、</p> <p>第1号議案 : 令和5年度事業報告書  第2号議案 : 令和5年度決算報告書及び公益目的支出計画実施報告書(案)  第3号議案 : 令和6年度収支予算書(案)～実施事業等会計、法人会計  第4号議案 : (一財)長崎県交通安全協会役員(理事・監事)の任期満了に伴う改選及び同評議員1名の選任(案)</p> <p>等の報告・審議・決議を行った。</p> <p>イ 第26回評議員会(臨時)  令和6年12月31日、長崎県証紙が廃止されたことにより、証紙売りさばき業務を終了し、新たな業務として、県警から長崎県手数料収納業務を受託した。</p> <p>よって、当協会の定款の変更の必要が生じたことから、令和6年12月13日、臨時の評議員会によって書面による審議・決議を行った。</p>

	<p>ウ 第27回評議員会</p> <p>令和7年3月5日(水)に長崎交通公園において、第27回評議員会を開催し、</p> <p>第1号議案 : 令和7年度事業計画書(案)</p> <p>第2号議案 : 令和7年度収支予算書(案)・その他会計</p> <p>第3号議案 : 令和6年度収支予算書補正(案)</p> <p>報告 : 令和7年度運転免許事務委託業務の運営方針 : 長崎県手数料収納事務委託業務の推進状況 : 令和7年度交通安全こども自転車大会の開催 : その他(更新免許証の郵送手数料見直し、ナチュラルビズの開始)</p> <p>等の審議・報告・決議を行った。</p>
<p>(3) 全体総会及び意見交換会</p>	<p>令和6年6月21日(金)、ホテル・セントヒル長崎において、全体総会及び意見交換会を開催した。</p> <p>同会議において、出席した来賓・顧問・参与等に対して、県交通安全協会を取り巻く情勢や取組状況等の説明を行い、県及び各地区(市)交通安全協会の活動への理解と協力を求めた。</p>
<p>(4) 各地区(市)交通安全協会事務局長等会議</p>	<p>免許事務をめぐる環境変化等、交通安全協会をめぐる諸情勢に的確に対応するため、11月8日(金)交通公園において、各地区(市)交通安全協会事務局長会議を開催した。</p> <p>会議では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通安全協会における受託事業の見直し</li> <li>・ 長崎県警察手数料収納事務をめぐる情勢</li> <li>・ 免許証とマイナンバーカード一体化後の免許事務</li> <li>・ 講習事務をめぐる情勢</li> <li>・ 交通安全指導員制度をめぐる情勢</li> <li>・ キャッシュレス化に伴う会費徴収手数料の一部改定等について協議した。</li> </ul>
<p>(5) その他の会議等の開催(凡例:◎理事長 ○専務理事 ▼職員)</p>	
<p>○▼ 4月 1日(月)</p> <p>○ 4月 3日(水)</p>	<p>辞令交付(長崎事業所、大村事業所、長崎免許センター等)</p> <p>交通部長、交通企画課長、運転免許管理課長挨拶</p>

○▼	4月17日(水)	内部監査
○▼	4月25日(木)	幹部会議
○▼	5月20日(月)	内部監査
○▼	5月20日(月)	県安協監事監査
○▼	5月30日(木)	幹部会議
○▼	6月12日(水)	県安協実施事業に関する協議検討(運免課)
○▼	6月14日(金)	内部監査
○▼	6月20日(木)	幹部会議
▼	7月 2日(火)	子供自転車長崎県大会審判会議(警察本部共催、交通公園)
◎○	7月 4日(木)	佐世保市長訪問(交通安全活動関連)
○▼	7月17日(水)	内部監査
○▼	7月18日(木)	幹部会議
▼	7月24日(水)	第46回交通安全子供自転車長崎県大会の会場設営
◎○	7月25日(木)	第46回交通安全子供自転車長崎県大会
◎○	8月20日(火)	本部長挨拶(離任)
○▼	8月21日(水)	内部監査
◎○	9月 3日(火)	新本部長挨拶
○▼	9月12日(木)	新南島原市交通安全協会会長挨拶
○▼	9月18日(水)	内部監査
○▼	9月26日(木)	幹部会議
○▼	9月27日(金)	新島原市交通安全協会会長挨拶
○▼	10月16日(水)	内部監査
○▼	10月24日(木)	幹部会議
○▼	11月15日(金)	内部監査
○▼	11月28日(木)	幹部会議
○▼	12月18日(水)	内部監査
○▼	12月26日(木)	幹部会議
○▼	12月27日(金)	仕事納め
令和7年		
▼	1月 5日(日)	仕事始め(大村運転免許試験場)、手数料収納事務開始
○▼	1月 6日(月)	仕事始め(上記以外)、手数料収納事務開始
◎○	1月10日(金)	本部長、交通部長、交通企画課、運転免許管理課への挨拶
○▼	1月17日(金)	内部監査
○▼	1月30日(木)	幹部会議
○▼	2月19日(水)	内部監査

○▼	2月27日(木)	幹部会議
▼	3月19日(水)	内部監査
○▼	3月27日(木)	幹部会議
○▼	3月28日(金)	新規採用者事前説明会(長崎事業所事務所)
(6) 各種会議・研修会・講習会等への参加		
◎○	4月 6日(土)	春の全国交通安全運動開始式、同出発式
▼	4月11日(木)	長崎県交通安全母の会役員会(県庁)
○	4月18日(木)	令和6年度九州交通安全協会定例総会(博多サントピア ホール)
○	5月 9日(木)	交通安全推進県民協議会幹事会(県庁)
▼	6月17日(月)	長崎県被害者支援連絡協議会実務担当者会議(警察本部)
◎○	6月21日(金)	長崎県安全運転管理協議会全体総会及び意見交換会(セントヒル)
▼	6月26日(水)	交通安全母の会連合会理事会(農協会館)
○	6月27日(木)	交通安全母の会連合会第47回通常総会(農協会館)
◎○	6月28日(金)	高速道路交通安全協議会通常総会(サンパリエール)
▼	6月28日(金)	秋の全国交通安全運動に伴う四者会議(県庁)
○	7月 5日(金)	長崎県被害者支援連絡協議会総会(警察本部)
▼	7月 8日(月)	長崎県地域交通安全活動推進委員協議会連合会総会(警察本部)
▼	7月24日(水)	交通安全推進県民協議会幹事会(県庁)
▼	8月 7日(水)	第56回交通安全子供自転車全国大会(東京)
▼	9月 4日(水)	人権啓発研修会及び労働関係説明会(総合福祉センター)
▼	9月 5日(木)	年末の交通安全県民運動に伴う四者会議(県庁)
○▼	9月13日(金)	あいおいニッセイ同和損保による交通グッズ贈呈式(警察本部)
○	10月10日(木)	九州交通安全協会専務理事等会議(沖縄)
▼	10月24日(木)	高齢者雇用推進フォーラム2024(県庁)
○	11月 6日(水)	交通安全啓発図画コンクール選考委員会(県警本部武道場)
▼	11月14日(木)	交通安全協会各種業務担当者会議(福岡安協)
▼	11月20日(水)	自転車安全整備制度推進ブロック会議(大分)
▼	11月21日(木)	交通事故相談担当者研修会(東京)
○	12月 2日(月)	参加体験型安全運転実技講習会(浦上自動車学校)
○	12月18日(水)	JAF長崎支部交通安全実行委員会(サンプルエール)
▼	12月19日(木)	長崎県道路交通環境安全推進連絡協議会作業部会(県庁)
令和7年		
▼	1月 9日(木)	令和7年度春の全国交通安全運動に伴う四者会議(県庁)

▼	1月14日(火)	第65回交通安全国民運動中央大会分科会(東京)
◎○▼	1月15日(水)	第65回交通安全国民運動中央大会(東京)
▼	1月17日(金)	介護育児説明会(勤労福祉会館)
○	1月23日(木)	長崎県交通安全推進県民協議会幹事会(県庁)
◎○▼	2月12日(水)	長崎県交通安全推進県民協議会総会(サンプリエール)
▼	2月17日(月)	障害者雇用納付金制度事務説明会(県立図書館)
○▼	2月26日(水)	県警本土地区・離島地区、免許事務等入札(県警本部)
○	3月11日(火)	トヨタモビリティパーツによるチャイルドシート贈呈式(県安協)
○	3月12日(水)	全国交通安全協会専務理事等会議(東京)

### 13 運転免許関係業務の適正な運用

<p>(1) 交通安全協会書記職員等研修会の実施</p>	<p>運転免許窓口業務に係る職員の不適切事案の絶無、職員の的確な対応による県民の理解と共感を得るため、例年11月に交通安全協会書記職員を対象とした研修会を開催しているところ、特に本年度は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化や講習のオンライン化等の新たな運転免許制度が導入されたことから、</p> <p>令和6年11月30日(土)10:00~12:00までの間 大村市古賀島町所在 県警運転免許試験場</p> <p>において、運転免許試験場及び長崎運転免許センター並びに各地区(市)交通安全協会の免許窓口業務に従事する職員62名を対象に、全体研修会を実施した。</p> <p>(主な研修事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転免許管理課による教養 新たな運転免許証の更新手続要領</li> <li>○ 各地区意見交換及び質疑応答</li> </ul>
<p>(2) 運転免許試験場・長崎運転免許センター等における適正な業務運営</p>	<p>運転免許試験場・長崎運転免許センター・各警察署において免許関係業務に従事する職員に対して、適宜適切な指導を行い運転免許事務における不適切事案の防止を図った。</p> <p>また、本年度は運転免許証とマイナンバーカードの一体化等の新たな制度が導入されたことから、県警と連携の上、適正な業務運営に向けた研修会等を開催した。</p>

<p>(3) 運転免許証とマイナンバーカードの一体化業務</p>	<p>県警では、3月25日から運用開始。 当協会では、令和7年度運転免許関係業務及び更新時講習等業務委託契約に基づき実施。</p>																				
<p><b>14 交通安全協会活動の周知等による入会率の向上</b></p>																					
<p>(1) 交通事故防止活動の広報・啓発活動</p>	<p>年間を通じて、交通安全協会が行う各種交通事故防止活動については、県・各地区（市）交通安全協会発行の機関紙等により積極広報を行うなどして、入会率の向上に努めた。</p>																				
<p>(2) 交通安全協賛店制度の推進</p>	<p>各地区(市)交通安全協会会員の加入者減少対策として、平成19年10月に導入した交通安全協賛店制度は、令和7年3月末現在で約17年半を経過したが、依然として交通安全協会会員の入会率は低調であることから、運転免許試験場の「電光掲示板」を活用した広報活動を行っているほか、当協会機関紙「交通安全ながさき」でも交通安全協賛店の特典等の記事を掲載の上、読者に協賛店利用の特典をアピールするなど、交通安全協会への入会を呼び掛けた。</p> <p>また、各地区交通安全協会では、警察を始め関係機関・団体と連携し、交通安全協賛店を訪問し、協賛店拡大の協力依頼を行った。</p> <p>交通安全協賛店の利用可能県については、現在、九州各県はもとより、中国地方各県にも拡充されている。本県の交通安全協賛店は、令和7年3月末現在、24業種476店舗である。</p> <p>なお、県交通安全協会では、広報のため、令和6年度中、</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 広報チラシ</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(前年度比 -151,800円)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ ボールペン</td> <td style="text-align: right;">132,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(前年度比 -198,000円)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 免許証入れ</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(前年度比 -396,000円)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 会員証</td> <td style="text-align: right;">54,450円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(前年度比 +26,499円)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合 計</td> <td style="text-align: right;">186,450円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(前年度比 -719,301円)</td> </tr> </table> <p>を支出した。</p>	・ 広報チラシ	0円		(前年度比 -151,800円)	・ ボールペン	132,000円		(前年度比 -198,000円)	・ 免許証入れ	0円		(前年度比 -396,000円)	・ 会員証	54,450円		(前年度比 +26,499円)	合 計	186,450円		(前年度比 -719,301円)
・ 広報チラシ	0円																				
	(前年度比 -151,800円)																				
・ ボールペン	132,000円																				
	(前年度比 -198,000円)																				
・ 免許証入れ	0円																				
	(前年度比 -396,000円)																				
・ 会員証	54,450円																				
	(前年度比 +26,499円)																				
合 計	186,450円																				
	(前年度比 -719,301円)																				

<p>(3) 全体総会における入会率向上に向けた協力依頼</p>	<p>令和6年6月21日(金)の全体総会において、出席した交通関係諸団体関係者等に対して、交通安全協会入会率に関する情勢や交通安全諸活動への取組状況等の説明を行い、県及び各地区(市)交通安全協会の活動への理解と協力を求めた。</p>
<p>(4) キャッシュレスに対応した機器の整備</p>	<p>大村運転免許試験場では手数料収納事務と併行し、各地区(市)交通安全協会への会員勧誘事務を行っているが、キャッシュレス化の流れに対応するため、会員への賛同を得た人からの徴収をキャッシュレスにも対応できるよう関係機器の整備を行った。</p>
<p><b>15 寄 附</b></p>	
<p>○ 長崎県交通安全母の会連合会への寄附 令和6年6月27日(木)、長崎県交通安全母の会連合会に対し、活動助成金として30万円を寄附した。</p>	
<p><b>16 監 査</b></p>	
<p>(1) 県交通安全協会監事による会計業務監査</p>	<p>令和6年5月20日(月)、長崎県交通安全協会事務所において、専務理事以下関係者及び税理士事務所職員の立会いのもとに、長崎県交通安全協会の監事2名による「令和5年度会計業務監査」を受監した結果、いずれも適法・適正に処理され、予算の執行も適正であった。 なお、受監結果は、第32回理事会及び書面決議となった第25回評議員会で報告した。</p>
<p>(2) 税理士による部内会計監査</p>	<p>令和6年度中、毎月中旬頃、顧問税理士事務所による部内会計監査を受けるなど適正経理に努めた。</p>
<p><b>17 附属明細書</b></p>	
<p>○ 附属明細書</p>	<p>令和6年度事業報告に関して、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」に規定する附属明細書「事業実施報告書内容を補足する重要な事項」に該当する事項はなかった。</p>

